

<ランク>

択一式は各選択肢を、次のような基準でランク分けしています。

- ★・・・(教材で解説している内容であり、正誤の判断が可能である)
- ★★・・・(教材で解説している内容だが、正誤の判断には一定の読解力が要求される)
- ★★★・・・(教材で解説している内容ではないため、他の選択肢の内容によっては、捨て問とすべきもの)

●択一式

<労働基準法（問1～7）・労働安全衛生法（問8～10）>

	問1（正解：A）			問2（正解：B）			問3（正解：B）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	×	★	68	○	★★	(138)	○	★	27
B	○	★	162	×	★	139	×	★★	74.120
C	○	★	163	×	★	131	○	★★	(125)
D	○	★★	(163)	×	★	142	○	★★	(82)
E	○	★	168	○	★	136	○	★	28
	問4（正解：B）			問5（正解：A）			問6（正解：E）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	○	★★	(26)	×	★	12	○	★	32
B	×	★	155	○	★	12	○	★	33
C	×	★	153	○	★	13	○	★	※2.3
D	×	★★	(26)	○	★	14	○	★	41
E	○	★★	157	○	★	15	×	★	42
	問7（正解：E）			問8（正解：C）			問9（正解：D）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	○	★★	(72)	○	★	115	○	★★	134.138
B	○	★★★	—	○	★	116	○	★★★	—
C	×	★	72	×	★	115	○	★★★	—
D	○	★★	(72)	○	★	116	×	★	142
E	×	★	75	○	★	116	○	★	141
	問10（正解：E）			(問2・4・7は、アイウエオの順) ※法改正情報①					
	正誤	ランク	頁						
A	×	★	68						
B	×	★	68						
C	×	★	68						
D	×	★	68						
E	○	★	68						

【労働基準法・労働安全衛生法：試験概要】

「労働基準法」は、7問中3問が「組合せ」問題で、この「組合せ」問題には難しい肢が含まれていたため、3問ともやや難問となった。全体としては、通常より少し難しいレベルであるが、正解肢は概ね基本・応用事項となっているので得点しやすい問題といえる。また、今回は、制度趣旨に関する設問が多かったのが特徴である。

「労働安全衛生法」は、問8及び問10は基本事項からの出題であり、問9は一部難しい肢も含まれているが正解肢は基本・応用事項であったため、3問正解も可能である。近年ではめずらしく、平易な問題構成であった。

【労働基準法・労働安全衛生法ポイント解説】

①問2（組合せ問題）

正解肢Bのアとオはやや正誤の判断を迷う内容であるが、他の記述は基本事項で誤りは明白であるため、消去法により解答することができる。

アは、年次有給休暇の計画的付与の規定で、フレックスタイム制の適用を受ける労働者を適用除外とする定めはないため、設問の通りとなる。オは、時間単位年休についても時季変更権行使の対象になると示した通達からの出題であるが、これも適用除外とする定めのないことから、設問の通りと判断できる。

②問4（組合せ問題）

7問中で最も難易度が高い。

イ、ウ及びオは基本事項でオが正しいと判断できるので、選択肢はB（アとオ）とE（エとオ）の2つに絞ることができるが、アとエの派遣労働者に対する労働基準法の適用の設問が難問である。アは、労働時間、休憩等の責任は「派遣先」の事業主が行うことから正しい、エは、他の軽易な業務への転換の申出は、労働契約の変更にも関わることなので「派遣元」の事業主に対して行うべきで誤り、したがって正解肢はE（エとオ）と、応用力で判断して欲しい。

③問7（組合せ問題）

正解肢E（ウとオ）のうち、ウは基本事項で誤りは明白である。オについても、平成22年の過去問で弊社テキスト記載の判例でもあるので、誤りと判断できる。他の記述で正誤の判断ができないものがあったとしても、自信を持って解答して欲しい。

<労働者災害補償保険法（問1～7）・労働保険徴収法（問8～10）>

	問1（正解：B）			問2（正解：C）			問3（正解：B）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	×	★	78	○	★★★	—	○	★	101
B	○	★	85	○	★	117.170	×	★	93
C	×	★	86	×	★★★	—	○	★	93
D	×	★	59	○	★★★	—	○	★	117
E	×	★	102	○	★	90	○	★★★	—
	問4（正解：C）			問5（正解：D）			問6（正解：E）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	○	★	25	○	★★★	(51)	○	★★★	(116)
B	×	★	143	○	★★★	(51)	○	★★★	(116)
C	○	★	143	○	★★★	(51)	○	★★★	(116)
D	×	★	25	×	★★★	(51、109)	○	★★★	(116)
E	○	★	32	○	★★★	(51)	×	★★★	(116)
	問7（正解：B）			問8（正解：D）			問9（正解：A）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	×	★★★	(29)	×	★	112	○	★	117
B	○	★★★	—	×	★	112	×	★	21
C	×	★	25	×	★	112	×	★	21.22
D	×	★	25	○	★	112	×	★	30
E	×	★	25	×	★	112	×	★	104
	問10（正解：D）			(問4は、アイウエオの順)					
	正誤	ランク	頁						
A	×	★	79.83						
B	×	★	78.82						
C	×	★	81						
D	○	★★	(80)						
E	×	★	78						

【労働者災害補償保険法・労働保険徴収法：試験概要】

「労働者災害補償保険法」は、問2、問5、問6及び問7の4問が判例、通達、施行規則の細部等からの出題でかなりの難問であるため、得点できなくてもやむを得ない。これに対し、他の3問は、難易度が低く容易に正答できる設問であり、各問題の難易度の差が極端であった。

「労働保険徴収法」は、3問とも基本事項からの出題で得点可能である。

2法をあわせた全体としては、労働者災害補償保険法の難易度がかなり高いため、例年より難しいレベルといえる。

【労働者災害補償保険法・労働保険徴収法：ポイント解説】

①問2

A、C及びDについては、判例や通達の内容で正誤の判断ができなくてもやむを得ない。

正解肢Cは判例で、設問の場合、土木工事業について特別加入申請の承認を受けていたとしても、重機の賃貸業務について特別加入の承認を受けていなければ、重機の賃貸業務に起因する死亡については、保険給付の対象とならないため、誤りとなる。

なお、一人親方等の特別加入は、同一の種類の仕事又は作業に関しては重ねて特別加入することはできないが、異なる種類の仕事又は作業であれば重ねて特別加入できるという規定等から、正誤の判断をすることも可能ではある。

②問5

労災保険法施行規則の細部を問う設問であり、正誤の判断ができなくてもやむを得ない。

通勤災害に係る療養給付の請求書に、正解肢Dの「加害者がいる場合、その氏名及び住所」を記載する欄はない。「加害者がいる場合、その氏名及び住所」を記載しなければならないのは、第三者行為災害届である。実務でこれらの書類を書いているならば、施行規則の規定を覚えていなくても正誤の判断ができるが、通常の試験対策の学習でここまで押さえることは困難である。

③問6

正解肢Eは、「当該障害にかかる負傷又は疾病が治った場合（再発して治った場合は除く。）」という部分が誤りで、正しくは、「その障害の程度に変更があった場合」である。

④問7

Aと正解肢Bの正誤の判断が難しいが、Aは、「おおむね2か月に1回以上」ではなく「おおむね1か月に1回以上」であるため、誤りとなる。

<雇用保険法（問1～7）・労働保険徴収法（問8～10）>

	問1（正解：A）			問2（正解：E）			問3（正解：C）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	×	★	19	×	★	58	×	★	84
B	○	★	26	×	★	59, 60	×	★	78
C	○	★	29	×	★★★★	—	○	★	82
D	○	★	29	○	★	62	×	★	80
E	○	★	25, 26	○	★★★★	—	×	★	79
	問4（正解：C）			問5（正解：B）			問6（正解：C）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	○	★	132	×	★	139, 143	×	★	107
B	×	★	133	○	★★	(139)	×	★	86
C	○	★	133	×	★	149	○	★	83
D	×	★	132	×	★	136	×	★★	(57, 83)
E	○	★	133	×	★	152	×	★	107
	問7（正解：D）			問8（正解：B）			問9（正解：A）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	○	★	175	×	★	106	×	★	59
B	○	★	175	○	★	101, 105	○	★	73
C	○	★	173, 174	×	★	106	○	★	87
D	×	★	15	×	★	101, 105	○	★	61
E	○	★	173	×	★	106, 107	○	★	86
	問10（正解：B）			(問2・4は、アイウエオの順)					
	正誤	ランク	頁						
A	○	★	116						
B	×	★	90, 91						
C	○	★★	90, 91						
D	○	★	97						
E	○	★	94						

【雇用保険法・労働保険徴収法：試験概要】

「雇用保険法」は、問2の「組合せ」問題は難問であるが、他の6問は概ね平易な問題で得点しやすい内容であった。また、「都道府県知事」ではなく「都道府県労働局長」、「又は」ではなく「かつ」、「1か月間」ではなく「3か月間」というように正誤の根拠がオーソドックスな設問が多かった。

「労働保険徴収法」も、3問とも基本事項からの出題で得点可能である。全体としては、具体例や実務的な設問が多く難問であった昨年と比べ、かなりやさしいレベルといえる。

【雇用保険法・労働保険徴収法：ポイント解説】

①問2（組合せ問題）

ア、イ及びエは基本事項でエが正しいと判断できるので、選択肢はD（ウとエ）とE（エとオ）の2つに絞ることができるが、ウとオは施行規則の細部を問う難問である。

ウについて、管轄公共職業安定所の長は、受給資格者に対して失業の認定を行ったときは、その処分に関する事項を受給資格者証に記載したうえ、返付しなければならないとされており、設問のように正当な理由があるときは受給資格者証を返付しないことができるといった定めはない。したがって、正解肢はE（エとオ）なるが、正答できなくてもやむを得ないといえる。

②問5

正解肢Bは、施行規則細部の定めで正誤の判断を迷うかもしれないが、賃金額等を記入する雇用継続給付の申請書に事業主の証明を受けなければならないことは一般的に考えても当然であり、ほぼ正しいと判断できる。また、他の肢は、基本事項で誤りは容易に判断できるので、消去法により解答することもできる。

③問6

Dがやや難問であるが、設問の場合、まず紹介拒否による1か月間の給付制限を受け、その後さらに待期の期間を満たす必要があるため、「拒んだ日以降の待期の期間を含め1か月間に限り」という部分が誤りとなる。正解肢Cは、基本問題で正しいことは明白なので、このように他に難しい肢があっても迷わず解答してほしい。

<労働一般常識（問1～5）・社会保険一般常識（問6～10）>

	問1（正解：D）			問2（正解：C）			問3（正解：B）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	○	★	140	×	★★★★	(193. 202)	×	★★★★	—
B	○	★★★★	—	×	★★	(187)	○	★	17※2
C	○	★★★★	—	○	★★★★	(193)	×	★★★★	—
D	×	★★	146. 147	×	★★★★	(187)	×	★★★★	—
E	○	★	32※1	×	★★	(192. 193)	×	★★★★	—
	問4（正解：A）			問5（正解：D）			問6（正解：A）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	×	★★★★	—	○	★★★★	—	○	★	178
B	○	★★★★	—	○	★★★★	—	×	★	168
C	○	★★★★	—	×	★★★★	—	×	★	178
D	○	★★★★	—	○	★★★★	—	×	★★★★	—
E	○	★★★★	—	○	★★★★	—	×	★	178
	問7（正解：C）			問8（正解：C）			問9（正解：D）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	×	★	34	○	★	147	○	★	85
B	×	★★	44	○	★	153	○	★	86
C	○	★	36	×	★	153	○	★	86
D	×	★	37	○	★	154	×	★	97
E	×	★	55	○	★	155	○	★	97
	問10（正解：C）			（問10は、アイウエオの順） ※1 法改正情報① ※2 労働経済白書					
	正誤	ランク	頁						
A	○	★	65						
B	×	★	76						
C	○	★★★★	(70)						
E	○	★	71						

【労働・社会保険に関する一般常識：試験概要】

「労務管理その他の労働に関する一般常識」は、法令自体の設問がほとんどなく、通常の学習範囲を超えた判例・白書・統計調査からの出題で、5問すべて難問であった。昨年から労働組合法で判例が出題され、今回は労働契約法等に係る判例まで出題されたが、一般常識科目で判例まで学習範囲を広げることは困難である。

「社会保険に関する一般常識」は、5問すべて法令からの出題で、得点しやすい内容であった。問題構成は、久しぶりに児童手当法から出題されたのが特徴で、他の4問は頻出法令からの出題であった。

全体としては、例年通り、「労務管理その他の労働に関する一般常識」は得点困難で、「社会保険に関する一般常識」で得点し、5～6点程度確保したいレベルである。

【労働・社会保険に関する一般常識：ポイント解説】

①問1

正解肢Dは、労働契約法第10条（就業規則の変更による労働契約内容の変更）に係る判例からの出題である。

設問の就業規則の変更が合理的なものとなすことができるかどうかは、「①労働者の受ける不利益の程度」、「②労働条件の変更の必要性」、「③変更後の就業規則の内容の相当性」、「④労働組合等との交渉の状況」等を総合的に考慮して判断すべきものと判示されているので、「労働者の受ける不利益の程度、労働条件の変更の必要性等にかかわらず」とある設問の文章は誤りである。労働契約法第10条は、この判例等によって確立した判例法理を規定したものであり、具体的にこの判例を知らなくても、条文内容から正誤の判断は可能である。

①問3

「平成24年版男女共同参画白書（内閣府）」からの出題であるが、正解肢Bの内容は、「平成24年版労働経済白書」にも同じような記述があるため、正誤の判断は可能である。

<健康保険法（問1～10）>

	問1（正解：C）			問2（正解：D）			問3（正解：B）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	○	★★★★	—	×	★★	136.137	×	★	54
B	○	★★	29	×	★	147	○	★	212
C	×	★	12※1	×	★★★★	—	×	★★★★	—
D	○	★★	(24、64)	○	★★	187	×	★★★★	(56)
E	○	★	134	×	★	73	×	★★★★	—
	問4（正解：D）			問5（正解：C）			問6（正解：C）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	○	★★★★	(※2)	×	★	84	○	★★	113
B	○	★	117	×	★	102	○	★	142
C	○	★	96.97	○	★	30	×	★	73.184
D	×	★	112	×	★	149	○	★	79.80
E	○	★	87	×	★★	30	○	★	203
	問7（正解：E）			問8（正解：A）			問9（正解：A）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	×	★	128	×	★	150	○	★★	25
B	×	★★★★	—	○	★	85.86	×	★	117
C	×	★★★★	—	○	★	191	×	★	80
D	×	★	129	○	★	93	×	★	25
E	○	★★	128	○	★	150	×	★★	184.187
	問10（正解：C）			<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> （問10は、アイウエオの順） ※1 法改正情報②、直前模擬試験問題P40 ※2 直前模擬試験問題P39 </div>					
	正誤	ランク	頁						
A	○	★	118						
B	○	★	117						
C	×	★	88						
E	×	★	144						

【健康保険法：試験概要】

これまで出題されたことのない通知、条文、施行規則等や応用力を問う問題が数多く出題され、全体としては難易度の高い内容である。ただし、各設問とも、正解肢は概ね基本事項となっており、他の難しい肢に惑わされなければ、全体の難易度に反して、思ったより得点が確保できたのではないかと考えられる。

【健康保険法：ポイント解説】

①問2

Aは、応用力を問う問題である。

標準報酬月額が560,000円の被保険者は、上位所得者（標準報酬月額530,000円以上）に該当するため、設問の世帯の高額療養費算定基準額は、 $150,000円 + (医療費700,000円 - 500,000円) \times 1\% = 152,000円$ となり、84,430円ではない（医療費は、一部負担金 $210,000円 \div 0.3 = 700,000円$ で求められる）。なお、具体的な計算をしなくても、「上位所得者」に該当することがわかれば、150,000円以上の額になることは確実なので、84,430円は誤りとすぐ判断できる。

Cは、これまで出題されたことのない通知の内容である。

短時間就労者の資格の取扱いについては、「通常の労働者の所定労働時間及び所定労働日数のおおむね2分の1以上」ではなく、「通常の労働者の所定労働時間及び所定労働日数のおおむね4分の3以上」が適用基準となっているため、設問は誤りとなる。なお、労働安全衛生法で雇入れ時の健康診断が必要な短時間労働者の適用基準においても、「4分の3以上」という数字が用いられている。

②問7

BとCは、これまで出題されたことのない施行規則の内容である。

Bについては、「事業主は、保険給付を受けようとする者からこの省令の規定による証明書を求められたとき、又は証明書の記載を求められたときは、正当な理由がなければ拒むことはできない。」と規定されているため、「いかなる理由があろうとも、拒むことができない」という設問文は誤りである。つまり、正当な理由があれば拒むことができる。なお、「いかなる～」という設問は、例外があるので誤りというパターンが多い。

Cについては、施行規則の細部で、埋葬料の申請書には被保険者と申請者との「続柄」を記載しなければならないと規定されているため、設問は誤りとなる。問題文では、「生計を維持されていた者」であるから「続柄」の記載は不要としているが、「生計を維持されていた者」とは、必ずしも民法上の親族又は遺族であることを要さず、被扶養者であるとは限らないので、当然、「続柄」（被保険者から見た申請者との身分関係）を示すことは、手続上必要と考えることができる。

<厚生年金保険法（問1～10）>

	問1（正解：E）			問2（正解：C）			問3（正解：A）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	○	★	28	○	★	80	○	★★★	—
B	○	★	30	○	★★	148	×	★	230
C	○	★	28	×	★	108	×	★★★	(227)
D	×	★	28. 29	○	★★	(190)	×	★	220
E	×	★	28	○	★	97	×	★★★	(211)
	問4（正解：B）			問5（正解：E）			問6（正解：E）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	○	★	188	×	★	25	○	★	154
B	×	★	188	×	★	26	○	★	154
C	○	★	188	×	★	26	○	★	154
D	○	★	188	×	★	26	○	★	154
E	○	★	188	○	★	26	×	★	155
	問7（正解：D）			問8（正解：A）			問9（正解：D）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	×	★	182	○	★★★	(43)	×	★	50
B	×	★	184	×	★	79	×	★	50
C	×	★	184	×	★	72. 125	○	★	50
D	○	★	185	×	★	86	×	★	50
E	×	★	186	×	★	88	×	★	92
							○	★	50
	問10（正解：B）			<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> (問1は、アイウエオの順) (問9は、アイウエオカの順) </div>					
	正誤	ランク	頁						
A	×	★	117						
B	○	★	73						
C	×	★	105. 106						
D	×	★	125、139						
E	×	★	66						

【厚生年金保険法：試験概要】

問3の厚生年金基金に関する問題と問8の正解肢が難問であったが、それ以外はほとんどが基本事項からの出題であり、全体としては、例年に比べてかなり平易なレベルである。

【厚生年金保険法：ポイント解説】

①問3

A、C及びEが難問で正答するのは困難である。

Aは、設問の通りで正しいが、基金令に定められた細部事項である。

Bは、申出を拒絶することができるがあるが、連合会は基金より義務の移転の申出があったときはこれを拒んではならないとされているため誤りである。

Cは、事業主にも分配しなければならないとあるが、基金の残余財産は事業主に引き渡してはならないとされているため誤りである。

Dは、加入員に負担させてはならないとあるが、一括徴収する掛金について、加入員は、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、当該掛金の一部を負担することができるため誤りである。

Eは、「理事長は、加入員において互選した代議員である理事のうちから、理事が互選する」ではなく、「理事長は、設立事業所の事業主において選定した代議員である理事のうちから、理事が選挙する」とされているため誤りである。

①問8

Aは、通知からの出題で正誤の判断を迷うが、B～Eは基本事項で正誤の判断ができるので、消去法により解答することができる。

<国民年金法（問1～10）>

	問1（正解：D）			問2（正解：E）			問3（正解：E）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	×	★	194	×	★	38. 41	×	★	154
B	×	★	99	○	★	38	×	★	154
C	×	★	173	×	★	39	×	★	73. 74
D	○	★	152	×	★	39	×	★	227
E	×	★★	68	○	★★	41	○	★	55
	問4（正解：D）			問5（正解：B）			問6（正解：E）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	○	★★★★	—	○	★★	39	×	★	67-70
B	○	★★★★	—	×	★★	39	×	★	70
C	○	★★★★	—	×	★	41	×	★	69
D	×	★★★★	—	×	★★★★	—	×	★	69
E	○	★★★★	—	○	★	14※1	○	★	69
	問7（正解：C）			問8（正解：B）			問9（正解：C）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	×	★	120	×	★★	39. 69	○	★★	145、 123. 125 ※2
B	○	★	119	○	★★	197	○	★★	147. 153、 123. 125 ※2
C	○	★	119	×	★★	45. 60※2	×	★★	127. 143. 145、 123. 125 ※2
D	×	★	119	×	★	68	○	★★	145. 152、 125※2
E	×	★★	120	×	★★	227 15※1	○	★★	127. 145、 123. 125 ※2
	問10（正解：A）			（問2・5・7は、アイウエオの順） ※1は、法改正情報① ※2は、厚生年金保険法テキスト					
	正誤	ランク	頁						
A	×	★	115						
B	○	★	136. 138						
C	○	★	162						
D	○	★	133						
E	○	★	202. 203						

【国民年金法：試験概要】

問4、問5、問8及び問9が難問であり、特に問4の通知は正答が困難で、問8及び問9の具体例による応用問題もかなり高いレベルのものである。全体としても、近年にない難易度の高い内容であったといえる。

【国民年金法：ポイント解説】

①問4

正解肢Dの誤りの根拠は、「おおむね5年程度以上継続」ではなく「おおむね10年程度以上継続」である。

②問8

Aは、設問の者が永住許可を受けた日は具体的には昭和59年4月2日以降の日となるので、昭和57年1月1日から永住許可を受けた日の前日までの期間については合算対象期間とならないため、誤りである。

Cは、設問の者は老齢基礎年金の年金額の基礎となる保険料納付済期間及び保険料免除期間の月数が480か月に達していないので、60歳以降任意加入被保険者となることができ、誤りである。

Dは、昭和61年4月1日前の脱退手当金の受給後に保険料納付済期間及び保険料免除期間がないので、脱退手当金を受給した期間は合算対象期間とならず、誤りである。

Eは、設問の者は具体的には現在59歳で保険料納付済期間が39年となるので、60歳以降に任意加入被保険者として最長で65歳まで引き続き国民年金基金に加入することは、保険料納付済期間の月数が480か月を超えてしまい不可能であり、誤りである。

③問9

正解肢Cの誤りの根拠は、設問の子は遺族基礎年金の受給権を取得し、原則として死亡一時金は支給されないため、遺族基礎年金と遺族厚生年金と死亡一時金のすべてを受給できるという記述は誤りとなる。